

平成 30 年度 転科・学部変更試験要項

大阪産業大学

平成 30 年度 転科・学部変更試験を、大阪産業大学学則第 17 条に基づき、下記の要領にて実施します。

記

1. 出願資格：① 本大学に在学中の者で、その者が希望する学部の学科に欠員があること。
② 転籍等を申し出ることができる者は、第 1 年次に在学する者に限る。ただし、第 2 年次以上在学する者であっても、あらためて第 2 年次への転籍等を願出する時は、この限りでない。
2. 出願書類：① 転科・学部変更願
② 納付書
3. 検定料：15,000 円
4. 願書交付：平成 30 年 1 月 10 日(水)～ ※本館 1 階 教務課 学籍係にて交付します。
5. 出願期間：平成 30 年 1 月 15 日(月)～19 日(金)
6. 出願方法：検定料を本館 1 階経理課に納付し、その領収書と転科・学部変更願を教務課 学籍係に提出してください。
7. 試験内容：① 筆記試験

学部	学科	実施科目
国際学部	国際学科	「小論文」
スポーツ健康学部	スポーツ健康学科	実施しない
経営学部	経営学科	「英語」と「小論文」の 2 科目
	商学科	「小論文」
経済学部	—	「小論文」
デザイン工学部	情報システム学科	実施しない
	建築・環境デザイン学科	「英語」と「小論文」の 2 科目
	環境理工学科	「英語」と「小論文」の 2 科目
工学部	機械工学科	「英語」と「数学」の 2 科目
	交通機械工学科	「英語」と「数学」の 2 科目
	都市創造工学科	「小論文」と「英語」か「数学」のうち 1 科目選択の 2 科目
	電子情報通信工学科	「英語」と「数学」の 2 科目

② 面接試験【学部通則第 4 条および第 6 条適用】

8. 試験日時：平成 30 年 2 月 17 日(土) 9:30 開始
9. 試験会場：① 筆記試験：0303 教室 (本館 3 階)
② 面接試験：本館 4 階演習室 (詳細は集合時にお知らせします。)
10. 合格発表：平成 30 年 3 月 7 日(水) 10:00 教務課 学籍係 前
※ 合格者には転科・学部変更手続書類をお渡しします。
11. 合格手続：手続期間内に転科・学部変更手続書類を教務課 学籍係に提出してください。
12. 手続期間：平成 30 年 3 月 7 日(水)～9 日(金)
13. 注意事項：① 合格発表後の辞退は一切認めません【学部通則第 6 条第 8 項適用】。
② 新年度の授業料は、転籍先の学部・学科に基づき、所定の期限内に納入してください。

以上

転科・学部変更試験 関連規程抜粋

大阪産業大学学則（抜粋）

（転籍等）

第17条 本大学に在学中の者で、学部変更、転科（以下「転籍等」という。）を願い出た者については、その者が希望する学部または学部の学科に欠員があり、かつ、所定の試験に合格したときは、転籍等をさせることができる。

2 転籍等については、第1年次に在学する者に限り、願い出ることができる。ただし、第2年次以上に在学する者であっても、あらためて第2年次への転籍等を願い出るときは、この限りでない。

3 転籍等の試験その他に関しては、別に定める。

（規程の適用）

第51条 本学則および付属諸規程は、別に定めあるとき、または教授会の決定により特に指示したものを除き、入学から卒業までは、その者の入学時の規程を適用する。

2 編入学者、再入学者および転籍等をした者については、それぞれ入学または転籍等を許可された学部または学部の学科のその年次の者と同一に取り扱う。ただし、転籍等を許可された者が、すでに納めた入学金が新たに許可された学部または学部の学科の入学金より少ないときは、第17条第2項ただし書きの者を除き、その差額を追徴する。

大阪産業大学学部通則（抜粋）

第4条 編入学等の選考は、学科試験、面接試験により行う。ただし、再入学については、履修単位の認定は行わず、退学前または除籍前の修得単位をそのまま修得単位とする。

2 学科試験および面接試験は、指定した日時、場所において行う。

3 学科試験の科目は、次のとおりとする。ただし、必要のあるときは、教授会の議を経て、変更することができる。

(1) 国際学部においては、小論文とする。

(2) スポーツ健康学部においては、小論文および体育実技とする。

(3) 経営学部においては、小論文および外国語（英語）とする。

(4) 経済学部においては、小論文と、外国語（英語）または数学とする。

(5) デザイン工学部においては、情報システム学科は数学および外国語（英語）とし、建築・環境デザイン学科および環境理工学科は、小論文および外国語（英語）とする。

(6) 工学部においては、数学および外国語（英語）とする。

5 再入学および転入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱い、ならびに在学すべき年次については、教授会の議を経て学長が決定する。

第6条 学則第17条に定める学部変更、転科（以下「転籍等」という。）とは次のものをいう。

(1) 学部変更…所属学部から他学部への移行

(2) 転科…同一学部内における他学科への移行

（裏面あり）

- 2 転籍等の志願書受理期間は、受理開始の1ヵ月前（1月中旬）に告示する。
- 3 転籍等の志願する者は、前項の期間内に、志願書（様式第1号）の交付を受け所定の手数料とともに、教務課経由学長に志願書を提出するものとする。
- 4 転籍等の志願者については、試験の成績および過去の成績を総合して、教授会において、合否を決定する。不合格者は従来どおり在籍させる。
- 5 前項の試験は、第4条に定める学科試験および面接試験とする。ただし、学科試験は省略することができる。
- 6 転籍等の志願者が、志望した年次には合格できないが年次を下げれば合格となるときは、本人の希望により、年次を下げ合格とすることができる。この場合の授業料および修学の条件等は、合格となった年次の学生と同一に取り扱う。
- 7 合格手続きの際に、本人の申し出により、既に修得した専門教育科目のうち4単位までを、自由科目として卒業要件単位に算入することができる。
- 8 合格発表後は、転籍等の取り下げは一切認めない。